

# 香川県報



第 23 号

平成 18 年

3月24日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
（環境管理課） 一

### 告 示

○町及び字の区域に編入する旨の届出  
（自治振興課） 二

●平成十一年香川県告示第七百十六号（香川県個人情報保護条例に規定する実施機関を定める法人）の一部改正  
（県民参画課）

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請  
（環境管理課）

○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定  
（健康福祉総務課） 四

○生活保護法の規定による医療扶助施術担当者の指定  
（ " " ） 五

○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出  
（ " " ）

○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出  
（ " " ） 六

○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定  
（ " " ）

○身体障害者福祉法の規定による事業者の指定  
（障害福祉課）

●昭和三十三年香川県告示第二百二十三号（化製場等に関する法律第九条第一項の畜舎、家きん舎規制地域指定）の一部改正  
（生活衛生課） 七

○家畜伝染病予防法の規定による受検の命令（十一件）  
（畜産課）

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出  
（水産課） 一〇

○道路の供用開始（二件）  
（道路保全課） 一一

○道路の区域変更（三件）  
（ " " ）

### 公 告

○道路の区域変更及び供用開始  
（ " " ） 一二

●水防法の規定により、市町水防管理団体を指定  
（河川砂防課） 一三

○平成十八年香川県告示第八十一号（道路の位置指定）の一部訂正  
（建築課）

○平成十八年香川県告示第八十二号（道路の位置指定）の一部訂正  
（ " " ）

○平成十八年香川県告示第八十三号（道路の位置指定）の一部訂正  
（ " " ）

○大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出  
（経営支援課）

○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出  
（ " " ）

○争議行為を行う旨の通知（二件）  
（労働政策課） 一四

○土地改良区の役員就退任の届出  
（土地改良課） 一六

○県営土地改良事業の換地処分  
（ " " ）

○土地改良事業に係る換地処分の届出  
（ " " ） 一七

選挙管理委員会告示  
○昭和二十三年香川県選挙管理委員会告示第四十二号（香川県選挙管理委員会委員長専決処分事項）の一部改正

○公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となるべき病院の指定

正 誤  
○平成十八年三月十四日（香川県報第九千三百十九号）目次訂正

## 規 則

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第六十四号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成十八年三月二十七日とする。

告 示

●香川県告示第二百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年三月二十五日から編入する旨、三豊市長から届出があった。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
三豊市三野町吉津字上条	三豊市三野町吉津字奥谷丙一六七の三、丙一六七の四、丙一七〇の三、丙一七〇の四、丙一七四の四、丙一七四の五、丙一七五の二及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部並びに丙一七五の一に隣接する水路である市有地の全部

●香川県告示第二百十五号

平成十一年香川県告示第七百十六号（香川県個人情報保護条例に規定する実施機関を定める法人）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

十七を削り、十八から二十までを一ずつ繰り上げ、二十一の前に次のように加える。

二十 香川県道路公社

●香川県告示第二百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づ

く特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪府吹田市山田丘3-1-1

財団法人阪大微生物病研究会 理事長 東 雍

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市八幡町2丁目9番41号

財団法人阪大微生物病研究会観音寺研究所

(3) 特定施設に関する事項

種	類	種	力
	医薬品製造業の用に供するろ過施設		
(1)	MF膜ろ過装置	ろ過面積3.96㎡	1基
(2)	限外ろ過水製造装置	1.0㎡/h/3kg/cm <sup>2</sup> ×6本	1基
(3)	UF膜ろ過装置	ろ過面積0.5~2.5㎡	5基
(4)	UF膜ろ過装置	ろ過面積0.5~5.0㎡	1基
(5)	フジフイルター	ろ過面積3~6㎡	1基
(6)	限外ろ過水製造装置	1.0㎡/h/3kg/cm <sup>2</sup> ×3本	1基
(7)	UF膜ろ過装置	ろ過面積2㎡	2基
(8)	MF膜ろ過装置	ろ過面積1~6㎡(3.0㎡)	1基
(9)	UF膜ろ過装置	ろ過面積1~6㎡(1.2㎡)	1基
(10)	MF膜ろ過装置	ろ過面積1~6㎡(3.6㎡)	1基

工 期 等	工事着手予定年月日	許可後		
	工事完成予定年月日	着手日から1月		
使用開始予定年月日	工事完了後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	(1)	1日/週	1回/日	2時間/回
	(2)	5日/週	1回/日	5時間/回
	(3)	1日/週	1回/日	3時間/回
	(4)	2日/週	1回/日	5時間/回
	(5)	1日/2週	1回/日	5時間/回
	(6)	4日/週	1回/日	1時間/回
	(7)	2日/月	1回/日	2時間/回
	(8)	1日/2週	1回/日	5時間/回
	(9)	1日/2週	1回/日	6時間/回
	(10)	1日/週	1回/日	5時間/回
	(11)	1日/週	1回/日	6時間/回
	(12)(13)	4日/週	1回/日	3時間/回
	(14-1)	1日/2週	1回/日	1時間/回
	(14-2)	1日/週	1回/日	1時間/回
	(15)	5日/週	1時間/日	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大	
	水素イオン濃度	(1) 6.0~8.0 (3)~(5)(7)~(14) 6.0~7.0 (2)(6)(15) 6.0~7.4	(1) 6.0~8.0 (3)~(5)(7)~(14) 6.0~7.0 (2)(6)(15) 6.0~7.4	

生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	(1)	1.0	(1)	3.0
	(2)(6)	1.0	(2)(6)	10
	(3)~(5)(7)~(14)	1,400	(3)~(5)(7)~(14)	2,800
	(15)	1.0未満	(15)	1.0未満
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	(1)	1.0	(1)
(2)(6)	1.0	(2)(6)	20	
(3)~(5)(7)~(14)	4,250	(3)~(5)(7)~(14)	8,500	
(15)	1.0未満	(15)	1.0未満	
浮遊物質 量 (mg/ℓ)	(1)	1.0	(1)	3.0
	(2)(6)	1.0	(2)(6)	4.0
	(3)~(5)(7)~(14)	120	(3)~(5)(7)~(14)	240
(15)	1.0未満	(15)	1.0未満	
窒素含有量 (mg/ℓ)	(1)	1.0	(1)	3.0
	(2)(6)	1.0	(2)(6)	1.0
	(3)~(5)(7)~(14)	15	(3)~(5)(7)~(14)	30
	(15)	1.0未満	(15)	1.0未満
	りん含有量 (mg/ℓ)	(1)	1.0	(1)
(2)(6)	1.0	(2)(6)	40	
(3)~(5)(7)~(14)	900	(3)~(5)(7)~(14)	1,800	
(15)	1.0未満	(15)	1.0未満	
排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日) (1基あたり)	(1)10、(2)0.2、(3)0.1、(4)0.5、(5)2、(6)1.5、(7)0.1、(8)~(11)1、(12)0.5、(13)1、(14)0.05、(15)1.0	(1)30、(2)0.4、(3)0.2、(4)1.0、(5)3、(6)3.0、(7)0.2、(8)~(11)3、(12)1.5、(13)2、(14)0.1、(15)2.0		

種	類	医薬品製造業の用に供する分離施設
能	力	(1) 遠心機 1.0L×6本/回 7,000rpm 3基 (2) 遠心機 容量2L 20,000rpm 1基 (3) 遠心機 容量3.2L 40,000rpm 2基 (4) 遠心機 2.0L×6本/回 8,000rpm 2基 (5) 遠心機 2.0L/分 4,000~15,000rpm 1基

工 期 等	工事着手予定年月日	許可後		
	工事完成予定年月日	着手日から1月		
使用時間間隔及び1日 当たりの使用時間	使用開始予定年月日	工事完了後		
		(1-1) 2日/週 1～2回/日 1回40分、60分 (1-2) 2日/週 2回/日 1回30分 (1-3) 2日/週 1～2回/日 1回30分、40分、60分 (2) 2日/月 1回/日 4時間30分/回 (3) 2日/週 2回/日 30分/回 (4) 4日/週 1回/日 5時間/回 (5) 1日/週 1回/日 2時間/回		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大	
	水素イオン濃度	6.0～8.0	6.0～8.0	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	(1-1) (1-3)(2)～(5) (1-2) 500	(1-1) (1-3)(2)～(5) (1-2) 2,000	80
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	(1-1) (1-3)(3)～(5) (1-2) 1,200 (2) 70	(1-1) (1-3)(3)～(5) (1-2) 1,800 (2) 140	40
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	(1-1) (1-3)(3)～(5) (1-2) 160 (2) 10	(1-1) (1-3)(3)～(5) (1-2) 320 (2) 20	320
窒素含有量 (mg/ℓ)	(1-1) (1-3)(3)～(5) (1-2) 30 (2) 2	(1-1) (1-3)(3)～(5) (1-2) 30 (2) 4	8	
	りん含有量 (mg/ℓ)	(1-1) (1-3)(3)～(5) (1-2) 320 (2) 40	(1-1) (1-3)(3)～(5) (1-2) 320 (2) 80	20
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) (1基あたり)	(1)×2.0.3、(3)0.12、 (4)0.03、(5)0.5	(1)×2.1.0、(3)1.0、 (4)0.5、(5)0.5		

また、一部既設特定施設 (医薬品製造業の用に供するろ過施設8基、分離施設4基)

を移設する。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量  
変更無し。  
なお、雨水排水口を3箇所増設する。  
(備考) 今回の申請は、特定施設の設置及び一部既設特定施設の移設をするものである。なお、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 総覧の期間及び場所

(1) 期間  
平成18年3月24日から同年4月14日まで

(2) 場所  
香川県環境森林部環境管理課  
観音寺市市民部生活環境課

●香川県告示第百二十七号  
生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一八'一'一	三豊市立西香川病院	三豊市高瀬町比地中二九八六番地三
平成一八'一'一	三豊市立永康病院	三豊市詫間町詫間二二九八番地二
平成一八'一'一	三豊市国民健康保険 志々島診療所	三豊市詫間町志々島三八一番地
平成一八'一'一	三豊市国民健康保険 財田診療所	三豊市財田町財田上二二四一番地

平成一八、一、一六	真鍋歯科医院	仲多度郡琴平町二八七番地
平成一八、一、一	小川歯科医院	観音寺市大野原町中姫二〇四〇番地一
平成一八、二、三	塩田歯科医院	観音寺市観音寺町甲三一一三〇番地一

●香川県告示第二百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。  
平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施術者	施術者の所在地	施設の名称	施設の所在地
平成一八、一、三〇	篠丸昭次	仲多度郡多度津町大字山階五三三一一二	篠丸接骨院	仲多度郡多度津町大字山階五三三一一二

●香川県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。  
平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名称	所在地
平成一八、一、九	香川町国民健康保険香川病院	高松市香川町浅野一二六〇番地
平成一七、一二、三	永野耳鼻咽喉科医院	坂出市京町二丁目四番三九号
平成一七、一二、三二	松井医院	坂出市文京町二丁目二番八号
平成一七、一二、三二	高瀬町立西香川病院	三豊市高瀬町比地中二九八六番地三
平成一七、一二、三二	詫間町立国民健康保険永康病院	三豊市詫間町詫間一三八一番地

平成一七、一二、三二	詫間町国民健康保険志々島診療所	三豊市詫間町志々島三八一番地
平成一七、一二、三二	財田町国民健康保険直営財田診療所	三豊市財田町財田上二二四一番地
平成一七、一二、三二	真鍋歯科医院	仲多度郡琴平町二八七番地
平成一七、一二、三二	小川歯科医院	観音寺市大野原町中姫二〇四〇番地一
平成一八、一、三一	塩田歯科医院	観音寺市観音寺町甲一一七五番地

●香川県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。  
平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一八、一、九	介護老人保健施設こくぶんじ荘 高松市国分寺町新名二〇八一番地	国分寺町高松市国分寺町新居一二九八番地	短期入所療養介護 通所リハビリテーション
平成一八、一、九	香川町国民健康保険香川病院 高松市香川町浅野一二六〇番地	香川町高松市香川町川東上一八六五番地一三	居宅療養管理指導
平成一七、一二、三二	小川歯科医院 観音寺市大野原町中姫二〇四〇番地	小川延知子 観音寺市大野原町中姫二〇四〇番地	居宅療養管理指導

平成一八、一、三一	塩田蘭科医院 観音寺市観音寺町 甲一一七五番地	塩田聖子 観音寺市観音寺町 甲一一七五番地	居宅療養管理指導
平成一七、一一、三二	高瀬町立西香川病院 三豊市高瀬町比地 中二九八六番地三	高瀬町 三豊市高瀬町下勝 間二三七三番地	居宅療養管理指導 介護療養型医療施設
平成一七、一一、三二	詫間町立国民健康 保険永康病院 三豊市詫間町詫間 一三八一番地	詫間町 三豊市詫間町詫間 一三三八番地一三	訪問看護 訪問リハビリテーシ ョン 居宅療養管理指導 介護療養型医療施設
平成一七、一一、三二	財田町国民健康保 険直営財田診療所 三豊市財田町財田 上二二四一番地	財田町 三豊市財田町財田 上二二七一一番地	訪問看護 居宅療養管理指導

●香川県告示第二百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一八、一、一	三豊市立西香川病 院 三豊市高瀬町比地 中二九八六番地三	三豊市 三豊市豊中町本山 甲二〇一番地一	介護療養型医療施設

●香川県告示第二百二十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一八、一、一	三豊市立永康病院 三豊市詫間町詫間 一二九八番地二	三豊市 三豊市豊中町本山 甲二〇一番地一	訪問看護 訪問リハビリテーシ ョン 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設
平成一八、一、一	三豊市国民健康保 険財田診療所 三豊市財田町財田 上二二四一番地	三豊市 三豊市豊中町本山 甲二〇一番地一	訪問看護 居宅療養管理指導
平成一七、一一、三〇	宗教法人カトリッ ク聖ドミニコ宣教 修道女会坂出聖マ ルチン病院 坂出市谷町一―四 ―一三	宗教法人カトリッ ク聖ドミニコ宣教 修道女会 愛媛県松山市永代 町一〇―一	短期入所療養介護
平成一八、一、一	小川蘭科医院 観音寺市大野原町 中姫二〇四〇番地 一	小川員弘 観音寺市大野原町 中姫二〇四〇番地 一	居宅療養管理指導
平成一八、二、三	塩田蘭科医院 観音寺市観音寺町 甲三二一三〇番地一	塩田聖子 観音寺市観音寺町 甲三二一三〇番地一	居宅療養管理指導

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
-------------	-----------------	----------------------------	-------	---------

三七〇〇〇一 一〇一四一一 一三	アイリスケアセン ター三本松 東かがわ市三本松 一一五七―三	株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目九 番地	平成十八年 三月十日	身体障害者居宅 介護
------------------------	---	---	---------------	---------------

●香川県告示第二百二十三号

昭和三十三年香川県告示第二百二十三号（化製場等に関する法律第九条第一項の畜舎、家きん舎規制地域指定）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から適用する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

観音寺市の項を次のように改める。

観音寺市

茂西町、上市町、川原町、有明町、明星町、殿町、中央町、柳町、青柳町、三架橋通、  
駅通町、栄町、七間橋町、中洲町、中新町、若宮町、春日町、大和町、上若町、蛭子町、  
飯屋町、加茂田町、元町、港町、琴浜町、幸町、南町（字下津の区域を除く。）  
豊浜町姫浜のうち南、北原、須賀、東浜

豊浜町和田浜のうち本町、中之町、東町、港町  
東かがわ市の項の次に次の一項を加える。

三豊市

仁尾町仁尾のうち中津賀、宿入、矢田、道場前、境目、山下、中の丁、新道、樋の口、  
南、宮の端、大北  
仁尾町の項を削る。

内海町の項中「内海町」を「小豆島町」に改める。

●香川県告示第二百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 実施の目的  
ブルセラ病の発生予防のため
- 二 実施する区域  
香川県全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- 3 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

凝集反応検査及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第二百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 実施の目的  
結核病の発生予防のため
- 二 実施する区域  
香川県全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
  - 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
  - 3 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 家畜受精卵の採取の用に供する雌牛

四 実施の期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

ツベルクリン皮内反応法及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第二百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

ヨーネ病の発生予防のため

二 実施する区域

三の1、2及び3にあつては高松市（国分寺町を除く区域に限る）、坂出市、普通寺市、三豊市、三木町、土庄町及び綾川町並びに三の4、5及び6にあつては香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 前二号の牛と同一施設内で飼育している牛

4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合

させる催物に出品しようとする雌牛

5 発生地域から搾乳に供する目的で導入する牛

6 家畜受精卵の採取の用に供する雌牛

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

酵素免疫測定法による検査及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第二百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜

の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

競走又は競技に出場する馬及び乗用、農耕用又は愛がん用の目的で飼育している馬

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第二百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

ニューカッスル病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制反応検査及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第二百二十九号



家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

急速凝集反応法及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

他の都道府県の区域に転飼しようとするみつばち

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査を実施する。

●香川県告示第百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱及びブルータングの発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏の搾乳に供する目的で飼育している牛

四 実施の期日

平成十八年六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査を実施する。

●香川県告示第百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

呼吸器性マイコプラズマ病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

急速凝集反応法及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第二三三十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は当該死体について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二十四ヶ月齢以上で死亡した牛のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象になる牛。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当する場合を除く。

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

酵素免疫測定法による検査を実施する。

●香川県告示第二三三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

一 実施の目的

その他の監視伝染病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

知事が検査を必要と認める家畜

香川県知事 真 鍋 武 紀

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

通常行う方法による検査を実施する。

●香川県告示第二三三十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとおりの届出があった。

その指定漁船調書を平成十八年三月二十四日から平成十八年四月七日まで多度津町高見漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

仲多度郡多度津町高見一五七九番地 小野 克己

仲多度郡多度津町高見一八七一番地 門 和則

仲多度郡多度津町高見一六五七番地二二 森田 茂

二 加入区名称

高見加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

多度津町高見漁業協同組合

●香川県告示第二三三六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十四日から同年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二路線 名 丸亀停車場線（二百四号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市柞原町四二四番地先から 丸亀市柞原町四二一番地先まで	一二・五 一三・七	六八	平成十五年 香川県告示 第六百二十 六号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十八年三月二十四日

●香川県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十四日から同年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 岡田善通寺線（四十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田西字重光一二六七番三地 先から 丸亀市綾歌町岡田西字向王子二〇一五番五 地先まで	一二・二 二四・〇	二六八	平成十四年 香川県告示 第六百四十 七号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十八年三月二十四日

●香川県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十四日から同年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 まんのう善通寺線（二百号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
仲多度郡まんのう町四条字下村下 所一〇一番地先から 仲多度郡まんのう町東高篠字上田 井一七四番一地先まで	九・〇 二四・〇	一〇・〇 三五・〇	二二二	二二二	道路改修工 事に伴う現 道拡幅

●香川県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十四日から同年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 原田琴平線（二百六号）
- 三 道路の区域

区 間	仲多度郡琴平町上櫛梨字久保二八 三番一地先から 仲多度郡琴平町上櫛梨字久保二八 三番一地先まで	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前	八・七 八・八	後	九・五 九・五	二五 二五	道路維持修繕 工事に伴う 現道拡幅

●香川県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十四日から同年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 津田引田線（百二十二号）
- 三 道路の区域

区 間	東かがわ市横内一八五番一地先から 東かがわ市三本松八〇四番二地先まで 東かがわ市横内一八五番一地先から 東かがわ市三本松八〇四番二地先まで	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前	六・〇 一五・三	後	九・五 四四・〇	七〇八 七九三	市道移管に伴う 不物件化

区 間	東かがわ市横内一八五番一地先から 東かがわ市三本松八〇四番二地先まで	後	九・五 四四・〇	七九三	
-----	---------------------------------------	---	-------------	-----	--

●香川県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月二十四日から三週間一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 大見吉津仁尾線（二二〇号）
- 三 道路の区域

変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前	三豊市三野町下高瀬字長坂二二五 三番七地先から 三豊市三野町大見字荒甲七三〇番 三地先まで 三豊市三野町大見字荒乙二番八四 地先から 三豊市三野町下高瀬字長坂二二一 三番九八地先まで 三豊市三野町下高瀬字手石場二九 三七番二八地先から 三豊市三野町下高瀬字手石場二九 三六番地先まで	九・〇 一一八・〇	一五二七 三七五	不物件 高速道へ 不物件 市道へ

後		
三豊市三野町下高瀬字長坂三二五 三番七地先から 三豊市三野町大見字荒甲七三〇番 三地先まで	九・〇 一八・〇	一五・七
三豊市三野町下高瀬字長坂三二一 三番九八地先から 三豊市三野町下高瀬字長坂三二一 三番八九地先まで	八・八 四一・〇	一二・五
三豊市三野町下高瀬字北原四二六 一番一〇地先から 三豊市三野町下高瀬字北原四二六 一番九四地先まで	一八・〇 一〇〇・〇	二八・五
三豊島坂インターチェンジの供用開始及び管理区分確定に伴う区域の変更		

四 供用開始の期日 平成十八年三月二十四日

●香川県告示第二百四十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第四条の規定により、次の市町を水防管理団体に指定する。

なお、昭和二十七年香川県告示第五百五十七号（水防法の規定により、市町村水防管理団体を指定）及び昭和三十三年香川県告示第三百十九号（水防法の規定により、市町村水防管理団体を指定）は平成十八年三月二十三日限り廃止する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定する水防管理団体

- 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市
- 小豆郡土庄町 小豆郡小豆島町 木田郡三木町 香川郡直島町 綾歌郡宇多津町
- 綾歌郡綾川町 仲多度郡琴平町 仲多度郡多度津町 仲多度郡まんのう町

●香川県告示第二百四十三号

平成十八年香川県告示第百八十一号（道路の位置指定）の一部を次のように訂正する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

「昭和五十四年六月一日指道第十号（香川県告示第一三六号）で行った道路の位置の指定を次のように変更して」を「道路の位置を次のように」に改める。

●香川県告示第二百四十四号  
平成十八年香川県告示第百八十二号（道路の位置指定）の一部を次のように訂正する。  
平成十八年三月二十四日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

「昭和五十四年六月一日指道第十号（香川県告示第一三六号）で行った道路の位置の指定を次のように変更して」を「道路の位置を次のように」に改める。

●香川県告示第二百四十五号  
平成十八年香川県告示第百八十三号（道路の位置指定）の一部を次のように訂正する。  
平成十八年三月二十四日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

公 告

●香川県公告第百六十七号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所  
高松丸亀町壹番街株式会社 高松市丸亀町一三番地二
  - 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
高松丸亀町商店街A街区市街地再開発ビル 松市丸亀町一番地一ほか  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所  
合資会社野田屋電機 高松市丸亀町一番地の三
  - 3

<p>株式会社つねや 高松市丸亀町九番地二 有限会社百足屋 高松市丸亀町一番地一 有限会社アイ・アイイズ 高松市伏石町七五番地 株式会社三越 東京都中央区日本橋室町一丁目四番一 株式会社かねすえ 高松市扇町一丁目二四番三六号 有限会社小西商会 高松市丸亀町一五番地四 株式会社ヤノインテリア 高松市丸亀町一番地の九 株式会社レブハウス 東京都世田谷区若林二丁目三八番一一号 デザートディッシュアンドカンパニー 高松市兵庫町二一番地五 羅紗屋 高松市高松町二〇九八番地二二 株式会社紀伊国屋書店 東京都渋谷区東三丁目一三番一一号 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成十八年十一月十六日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 四、八二三平方メートル</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (一) 駐車場の収容台数 一九五台</p> <p>(二) 駐輪場の収容台数 四三二台</p> <p>(三) 荷さばき施設の面積 一五六・七四平方メートル</p> <p>(四) 廃棄物等の保管施設の容量 四四・九八立方メートル</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時</p> <p>(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p>	<p>午前九時三十分から午後九時三十分まで (三) 駐車場の自動車の出入口の数 一箇所</p> <p>(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後九時まで</p> <p>二 届出年月日 平成十八年三月十五日</p> <p>三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間 1 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課 2 縦覧期間 平成十八年三月二十四日(金曜日)から同年七月二十四日(月曜日)まで</p> <p>四 意見書の提出 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年七月二十四日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。</p> <p>なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。</p> <p>1 記載すべき項目</p> <p>(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(四) 意見の内容</p> <p>2 提出先 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ</p> <p>●香川県公告第百六十八号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第</p>
---	--

一 項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

前川 肇 丸亀市本町一三一番地

前川國男 坂出市元町二丁目六番九号

前川博美 神奈川県逗子市池子三丁目七番二号

須崎多美子 坂出市元町三丁目二番二〇号

中山喜久美 坂出市富士見町二丁目一番五八号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー宇多津店 綾歌郡宇多津町浜三番丁二番地二ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後八時

変更後 午前一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十五分から午後八時十五分まで

変更後 午前九時三十分から午前一時三十分まで

4 変更年月日

平成十八年三月二十三日

二 届出年月日

平成十八年三月十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課

2 縦覧期間

平成十八年三月二十四日（金曜日）から同年七月二十四日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年七月二十四日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第百六十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川県医療生活協同組合職員労働組合執行委員長山下功子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十八年三月十六日通知があつた。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十八年春闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日時

平成十八年三月二十七日午前零時以降、要求実現までの間

三 場所

香川医療生活協同組合

高松平和病院

高松市栗林町一丁目三二―二四

高松市栗林町一丁目三二―二四





二 就任した役員

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	洲本 宗一	小豆郡土庄町甲三五六番地	平成一八、三、五
	畝木 康宏	甲四五二八番地三	"
	谷久 嘉典	上庄三三四番地	"
	石井 義數	淵崎甲八三一番地	"
	川本 弘貴	長浜甲二五六五番地	"
	濱中 紀仁	伊喜末一一六番地二	"
	藤原 正暉	笠滝甲三二四番地	"
	佐伯 義明	肥土山甲二一一一番地	"
	三宅 義明	馬越甲八六六番地四	"
	藤本 誠助	見目甲一七二六番地三	"
	藤田 忠義	豊島家浦八二八番地一	"
	藤崎 盛清	豊島唐櫃一五五六番地四	"
	橋本 博行	大部甲二六三番地	"
	川崎 政信	小部甲三四〇番地	"
監事	濱口 正義	甲三二四二番地二	"
	今上 皓司	馬越乙一七九番地	"
	濱田 仙逸	小江九七三番地	"

●香川県公告第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十八年三月十六日県営農村振興総合整備事業（田園居住空間整備）牛川地区（第一工区）の換地処分をした。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十条第三項の規定により、奥谷地区共同施行から平成十八年三月一日土地改良事業（非補

助土地改良事業奥谷地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和二十三年香川県選挙管理委員会告示第四十二号（香川県選挙管理委員会委員長専決処分事項）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

第十四号及び第十五号を削り、第十六号中「全国選出参議院議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とする。

●香川県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。

平成十八年三月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設サンフラワー	高松市一宮町一五五六一	平成十八年三月十七日
二		

正 誤

平成十八年三月十四日（香川県報第九三一九号）目次中訂正

一 ページ	上 段	
	正	誤
	道路の位置指定	道路の位置指定の変更指定

平成十八年三月二十四日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています